

諮問日：平成31年3月14日（平成30年度（最情）諮問第93号）

答申日：令和元年9月20日（令和元年度（最情）答申第42号）

件名：特定の事案に関して懲戒処分を受けた職員の有無が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成30年発生の、裁判所における障害者雇用に係る事案に関して、懲戒処分を受けた裁判所職員がいるかどうか分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年2月6日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書は、平成30年に発覚した裁判所における障害者雇用に係る事案に関して、懲戒処分を受けた裁判所職員の有無が分かる文書であると考えられるところ、当該事案に関して裁判所職員に対して懲戒処分がされたか否かを取りまとめた文書は作成又は取得していない。

また、最高裁判所では当該事案に関して懲戒処分をしておらず、文書探索の結果、下級裁判所において当該事案に関して懲戒処分がされたか否かに関する

報告文書等も見当たらなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成31年3月14日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和元年7月19日 審議
- ④ 同年8月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、平成30年に発覚した裁判所における障害者雇用に係る事案に関して、最高裁判所では職員に対する懲戒処分をしていないとのことであり、また、下級裁判所における懲戒処分の有無についても、その旨を最高裁判所宛てに報告した文書等は見当たらなかったとのことである。最高裁判所における懲戒処分の有無及び下級裁判所からの報告に関するこのような探索の結果を前提に検討すれば、本件開示申出文書を作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人